（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)　衛生管理区域（6に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属（当該衛生管理区域への立入りの年月日及び目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（入れる者にあつては、当該車両の消毒の実施の記録について衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入することをいう。）並びに当該立ち入つた者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該地域における馬の飼養施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定多数の者が立ち入ることが想定される施設においては、衛生管理区域の出入口において、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の消毒及び靴の消毒などの手指及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(2)　従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称

(3)　導入した馬の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4)　出荷又は移動を行つた馬の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5)　飼養する馬の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

(6)　家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

（獣医師等の健康管理指導）

5　農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つている施設に限る。）を定め、定期的に当該医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。

（飼養環境に関する事項）

（衛生管理区域の設定）

6　農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たつては、出入口の数が必要最小限となり、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

（人に関する事項）

（衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限）

7　必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入つた者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設においては、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

（他の馬の飼養施設等に立ち入つた者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置）

8　当日に他の馬の飼養施設等に立ち入つた者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、蹄鉄師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

（衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）

9　衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

（物品に関する事項）

（衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等）

10　衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

（他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

11　他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

12　過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（飲用水の給与）

13　飼養する馬に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

（馬に関する事項）

（馬を導入する際の健康観察等）

14　他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生状況及び導入する馬の健康状態を確認すること等により健康な馬を導入すること。導入した馬に馬の伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

（人に関する事項）

（厩舎に立ち入る者の手指消毒等）

15　厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該厩舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

（厩舎の入口における靴の交換又は消毒）

16　厩舎ごとの専用の靴を設置し、厩舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が厩舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う厩舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

（物品に関する事項）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

17　飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は一頭ごとに交換又は消毒をすること。

（厩舎外での病原体による汚染防止）

18　馬の飼養管理に必要のない物品を厩舎に持ち込まないこと。

（野生動物に関する事項）

（野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管）

19　馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

（給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止）

20　厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。